

令和7年度うるま地区内賃貸工場等の譲受者等の内定の審査に係る 評価委託業務企画提案公募要領

この要領は「令和7年度うるま地区内賃貸工場等の譲受者等の内定の審査に係る評価委託業務」に関する企画提案および契約の締結において留意すべき事項を記したものである。企画提案の申請者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

1. 事業名

令和7年度うるま地区内賃貸工場等の譲受者等の内定の審査に係る評価委託業務

2. 事業の概要および目的

本事業は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設うるま地区内賃貸工場の売払い、入居者及び用地の分譲の内定の選考に係る審査において、譲受・入居申込企業（以下「申込企業」という。）の財務状況、事業計画の実現性、将来にわたる安定的運営等について、中小企業診断士、公認会計士、税理士等の財務に関し専門的知識を有する者から意見聴取等を行うことで、審査を適正かつ公平に行うことを目的とする。

3. 契約期間

契約締結の日～令和8年3月31日

4. 委託料上限額

6,682千円（消費税および地方消費税含む）

5. 委託業務内容

別添の「令和7年度うるま地区内賃貸工場等の譲受者等の内定の審査に係る評価委託業務企画提案仕様書」のとおり

6. 参加資格

次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 沖縄県内に本社、支社、本店、支店、営業所等を有すること。
- (2) 中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき、経営革新等支援業務を行う者として認定を受けた者であること。

< 中小企業等経営強化法（抜粋） >

第四節 支援体制の整備

（認定経営革新等支援機関）

第三十一条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「経営革新等支援業務」という。）を行う者であって、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定経営革新等支援機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 経営革新又は経営力向上を行おうとする中小企業等の経営資源の内容、財務内容その他経営

の状況の分析

二 経営革新のための事業又は経営力向上に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

3 第一項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事務所の所在地

三 経営革新等支援業務に関する次に掲げる事項

イ 経営革新等支援業務の内容

ロ 経営革新等支援業務の実施体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4 認定経営革新等支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定を準用する。

<地方自治法施行令>（昭和22年政令第16号）

第167条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(4) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有し、本業務を履行することができる体制が整備されていること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(7) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。

(8) 雇用する労働者に対し最低賃金額以上の賃金を支払っていること、また、労働関係法令を遵守していること。

(9) 国税及び県税を滞納していないこと。

7. 応募の手続き（スケジュール）

(1) 公募期間

① 期間：公告の日から令和7年8月20日（水）（厳守）まで

(2) 質問事項受付

- ① 期間：公告の日から令和7年8月14日（木）17時まで
- ② 質問方法：仕様書等に疑義がある場合、質問書（様式5）に記入し、電子メールにより提出すること。（送付先 tamashar@pref.okinawa.lg.jp）
- ③ 回答方法：質問のあった事項については、その都度、質問書の送信元アドレス宛に電子メールにて回答する他、最終回答日までに本事業の公募ページに掲載する。
- ④ 最終回答日：令和7年8月15日（金）

(3) 企画提案書等の提出

- ① 期限：令和7年8月20日（水）17時（厳守）
- ② 提出方法：下記必要書類（正本1部と副本6部、計7部）をA4型ファイルに綴り、持参もしくは郵送にて提出。郵送の場合は書留郵便とし、期限までに必着とする。なお、副本は全ての書類について正本の複写とする。
 - ア. 企画提案応募申請書（様式1）
 - イ. 法人概要（様式2）
 - ウ. 企画提案書（様式3）
 - エ. 経費見積書
 - オ. 認定経営革新等支援機関に係る認定書の写し（6. 参加資格(2)が確認できるもの）
 - カ. 誓約書（様式4）
 - キ. 都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書（発行後3か月以内）
 - ク. 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書（発行後3か月以内）
- ③ 提出場所 沖縄県商工労働部企業立地推進課（沖縄県庁8階）

受付期間 随 時（※土日曜日の期間を除く。）

受付時間 9:00～17:00（12:00～13:00 除く）

申 込 先 沖縄県商工労働部企業立地推進課
〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 県本庁舎 8階
TEL098-866-2770 FAX098-866-2846

担当窓口 沖縄県商工労働部企業立地推進課（玉城）

E-mail 玉城 tamashar@pref.okinawa.lg.jp

(4) 審査（書面審査）

審査は、「令和7年度うるま地区内賃貸工場等の譲受者の内定の審査に係る評価委託業務業者選定要領」により、「うるま地区内賃貸工場等の譲受者の内定の審査に係る評価委託業務業者選定委員会」において行うこととする。

審査においては、以下の5つの項目を評価指標とし、最も優れた提案者を選定する。

- ① 製造業に精通している評価員を有し、本事業を遂行できる体制（10名以上）を有しているか。
- ② 総括責任者等を配置し、各評価員の評価内容のチェック体制やスケジュール管理等、本事業を円滑に実施できる体制となっているか。
- ③ 譲受申込企業の財務状況、事業計画の実現性、将来にわたる安定的運営等について、適正かつ公平な評価であり、県の選考基準に合致するものであるか。

- ④ 過去の類似事業の実績などから、より適正かつ公平な評価が期待できるものがあるか。
- ⑤ 本事業を実施するにあたり、適正な積算となっているか。

(5) 委託予定業者通知

- ① 通知予定日：令和7年8月27日（水）
- ② 通知方法：書面にて結果を通知するものとする。

8. その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画提案に参加する経費等については参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 本要領に違反すると認められる場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

- (8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部企業立地推進課と受託者とで別途協議して決めることとする。

(※) 契約保証金について（沖縄県財務規則 抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。